

全体貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	2,356,019,855	固定負債	65,179,180
有形固定資産	1,634,150,652	地方債等	-
事業用資産	42,886,336	長期未払金	-
土地	-	退職手当引当金	17,820,440
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	60,759,288	その他	47,358,740
建物減価償却累計額	△ 17,872,952	流動負債	25,294,727
工作物	-	1年内償還予定地方債等	-
工作物減価償却累計額	-	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	8,527,025
航空機	-	預り金	5,326,100
航空機減価償却累計額	-	その他	11,441,602
その他	-	負債合計	90,473,907
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	2,356,019,855
インフラ資産	1,514,749,743	余剰分(不足分)	417,781,054
土地	150,611,874	他団体出資等分	-
建物	1,869,527,000		
建物減価償却累計額	△ 505,389,140		
工作物	2,649,840		
工作物減価償却累計額	△ 2,649,831		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品	160,938,406		
物品減価償却累計額	△ 84,423,833		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	721,869,203		
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
長期延滞債権	20,633,292		
長期貸付金	-		
基金	683,443,740		
減債基金	-		
その他	683,443,740		
その他	31,061,000		
徴収不能引当金	△ 13,268,829		
流動資産	508,254,961		
現金預金	494,889,117		
未収金	13,365,844		
短期貸付金	-		
基金	-		
財政調整基金	-		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
繰延資産	-		
資産合計	2,864,274,816	純資産合計	2,773,800,909
		負債及び純資産合計	2,864,274,816

全体行政コスト計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額
経常費用	11,688,235,986
業務費用	1,045,417,198
人件費	163,929,309
職員給与費	137,883,686
賞与等引当金繰入額	8,527,025
退職手当引当金繰入額	5,725,440
その他	11,793,158
物件費等	713,941,540
物件費	635,103,646
維持補修費	7,815,031
減価償却費	71,022,863
その他	-
その他の業務費用	167,546,349
支払利息	-
徴収不能引当金繰入額	10,846,757
その他	156,699,592
移転費用	10,642,818,788
補助金等	10,641,879,988
社会保障給付	930,000
その他	8,800
経常収益	116,143,446
使用料及び手数料	23,183,180
その他	92,960,266
純経常行政コスト	11,572,092,540
臨時損失	-
災害復旧事業費	-
資産除売却損	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	11,572,092,540

全体純資産変動計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

科 目	合計	固定資産等形成分		
		固定資産等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	2,531,228,906	2,299,340,381	231,888,525	-
純行政コスト(△)	△ 11,572,092,540		△ 11,572,092,540	-
財源	11,804,566,543		11,804,566,543	-
税収等	4,542,838,660		4,542,838,660	-
国県等補助金	7,261,727,883		7,261,727,883	-
本年度差額	232,474,003		232,474,003	-
固定資産の変動(内部変動)		46,581,474	△ 46,581,474	-
有形固定資産等の増加		34,535,490	△ 34,535,490	-
有形固定資産等の減少		△ 71,022,863	71,022,863	-
貸付金・基金等の増加		105,695,264	△ 105,695,264	-
貸付金・基金等の減少		△ 22,626,417	22,626,417	-
資産評価差額	-	-		-
無償所管換等	10,098,000	10,098,000		-
他団体出資等分の増加	-			-
他団体出資等分の減少	-			-
その他	-			-
本年度純資産変動額	242,572,003	56,679,474	185,892,529	-
本年度末純資産残高	2,773,800,909	2,356,019,855	417,781,054	-

全体資金収支計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

科 目	金 額
【業務活動収支】	
業務支出	11,592,113,901
業務費用支出	949,295,113
人件費支出	149,676,844
物件費等支出	642,918,677
支払利息支出	-
その他の支出	156,699,592
移転費用支出	10,642,818,788
補助金等支出	10,641,879,988
社会保障給付支出	930,000
その他の支出	8,800
業務収入	11,905,999,856
税金等収入	4,537,384,788
国県等補助金収入	7,261,727,883
使用料及び手数料収入	23,183,180
その他の収入	83,704,005
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	313,885,955
【投資活動収支】	
投資活動支出	62,426,322
公共施設等整備費支出	3,330,690
基金積立金支出	59,095,632
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	3,073,000
国県等補助金収入	-
基金取崩収入	3,073,000
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	-
その他の収入	-
投資活動収支	△ 59,353,322
【財務活動収支】	
財務活動支出	15,990,816
地方債等償還支出	-
その他の支出	15,990,816
財務活動収入	-
地方債等発行収入	-
その他の収入	-
財務活動収支	△ 15,990,816
本年度資金収支額	238,541,817
前年度末資金残高	251,021,200
本年度末資金残高	489,563,017
前年度末歳計外現金残高	5,303,571
本年度歳計外現金増減額	22,529
本年度末歳計外現金残高	5,326,100
本年度末現金預金残高	494,889,117

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

物品 4～15年

②所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。） ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち坂井地区広域連合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（坂井地区広域連合資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①対象会計

一般会計

介護保険特別会計

代官山墓地特別会計

②地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③千円未満を四捨五入して表示しているため、合計額が一致しない場合があります。